

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 1月15日
【会社名】	株式会社博展
【英訳名】	Hakuten CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 田口 徳久
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地一丁目13番14号
【電話番号】	03-6278-0010
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 玉井 昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目13番14号
【電話番号】	03-6278-0010
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 玉井 昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

並びに当社は、平成27年1月15日開催の当社取締役会において、株式会社アイアクト（以下、「アイアクト」といいます。）を当社の株式交換完全子会社とし、効力発生日を平成27年2月10日とする株式交換についての株式交換契約を締結することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 特定子会社の異動

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社アイアクト  
住所 : 東京都渋谷区恵比寿西二丁目6番11号  
代表者の氏名 : 代表取締役 田口 徳久  
資本金 : 19百万円（平成26年3月31日現在）  
事業の内容 : Webインテグレーション事業、モバイルインテグレーション事業、マーケティング&プロモーション事業、Web戦略立案&コンサルティング事業

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 1,964個

異動後 : 4,430個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 33.4%

異動後 : 75.3%

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社がアイアクト株式を追加取得することによりアイアクトは当社の子会社となり、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当するためであります。

異動の年月日 : 平成27年1月15日

### 株式交換の決定

#### (1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社アイアクト  
本店の所在地 : 東京都渋谷区恵比寿西二丁目6番11号  
代表者の氏名 : 代表取締役 田口 徳久  
資本金の額 : 19百万円（平成26年3月31日現在）  
純資産の額 : 115百万円（平成26年3月31日現在）  
総資産の額 : 309百万円（平成26年3月31日現在）  
事業の内容 : Webインテグレーション事業、モバイルインテグレーション事業、マーケティング&プロモーション事業、Web戦略立案&コンサルティング事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年3月期
売上高	608	591	547
営業利益	8	17	37
経常利益	1	14	34
当期純利益	2	16	28

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成27年1月15日現在)

名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
株式会社博展	75.3
鈴木 統夫	19.6
山田 健嗣	5.1

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

**資本関係** 当社は、平成27年1月15日付にてアイアクトの株式4,430株(持株数の割合75.3%)を保有し、子会社化しております。また、当社の関係者及び関係会社とアイアクトの関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。

**人的関係** 当社の取締役2名がアイアクトの取締役に就任しております。また、当社の社員2名が出向しており、うち1名は取締役に就任しております。  
アイアクトから当社に、社員4名が出向し、うち1名はデジタルマーケティング事業部長に就任しています。

**取引関係** 当社とアイアクトとは、デジタルマーケティング事業分野において、共同してサービス開発、顧客開拓及び顧客へのサービス提供を行っております。また当社は、アイアクトに「EXPO-LINE」再構築業務を発注しております。

(2) 当該株式交換の目的

当社は、イベント展示会等の出展及び主催サービス、コンファレンス&コンベンションの全体運営、商環境(店舗やショールーム等)の企画・制作・運営など、人と人が出会う“場”・“空間”と、そこで生み出される体験に焦点を当て、感動価値・経験価値を最大化し、顧客企業のブランド価値・商品価値の向上を実現していくExperienceマーケティングサービスを提供しています。

一方、アイアクトは、インターネット黎明期からポータルサイトのコンテンツ企画・制作などを手掛け、現在ではCMS(Contents Management System)による企業サイト構築及び運用全般に強みを持っており、さらに企業開拓を進めながら、企業の各種データ管理・運用のノウハウを高めています。

当社は、アイアクトとの強固な関係のもとで両社の事業拡大を推進することを目的として、平成25年7月にアイアクトの株式の一部取得し、資本業務提携を行っております。本資本業務提携により、当社が強みとしている展示会・イベントのサービス領域において、アイアクトが持つIT技術・デジタル領域での企画制作力を組み合わせることで、ITを駆使したソリューションの開発に取り組んでまいりましたが、更なる発展と業容拡大を目指し、相乗効果の最大化を目的として、アイアクトを完全子会社化することといたしました。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、アイアクトを株式交換完全子会社とする株式交換となります。当該株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより行われる予定です。アイアクトについては平成27年1月29日開催予定のアイアクトの臨時株主総会において当該株式交換契約の承認を受けた上で、平成27年2月10日を効力発生日として行う予定です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社博展 (株式交換完全親会社)	株式会社アイアクト (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	92
株式交換により交付する株式数	普通株式:133,400株	

(注) アイアクトの普通株式1株に対し、当社の普通株式92株を割当交付いたします。ただし、当社が所有するアイアクトの普通株式については割当交付を行いません。

その他の株式交換契約の内容

当社及びアイアクトが平成27年1月15日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

## 株式交換契約

株式会社博展（以下「甲」という。）と株式会社アイアクト（以下「乙」という。）とは、株式交換を行うため、次のとおり契約を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。また、乙の発行済株式総数は5,880株であることを確認する。

（甲及び乙の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社博展

住所：東京都中央区築地一丁目13番14号

(2) 株式交換完全子会社（乙）

商号：株式会社アイアクト

住所：東京都渋谷区恵比寿西二丁目6番11号

（株式交換に際して交付する株式及び割当て）

第3条 甲は、本件株式交換に際して、第5条に定める株式交換の効力発生日において、効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式92株の割合をもって割当交付する。

2 甲が前項に従って割当交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

（甲の資本金及び準備金の額）

第4条 本件株式交換により増加すべき甲の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 0円

(2) 資本準備金 会社計算規則第39条第1項の規定する株主資本等変動額

(3) 利益準備金 0円

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、平成27年2月10日とする。ただし、本件株式交換の手の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（株主総会の承認等）

第6条 甲は、本契約については、会社法第796条第3項の規定により、株主総会の決議による承認を受けることなく、本件株式交換を行う。

2 乙は、前条に定める効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約書の承認及び本件株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。

（善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行するものとする。

（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき、または、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議のうえ、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、次の各号に該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条に定める乙の株主総会の承認が得られないとき
- (2) 本件株式交換について法令に定める関係官庁の承認が得られないとき

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

(条文以上)

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年1月15日

甲 東京都中央区築地一丁目13番14号  
株式会社博展  
代表取締役 田口 徳久

乙 東京都渋谷区恵比寿西二丁目6番11号  
株式会社アイアクト  
代表取締役 田口 徳久

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率の算定にあたっては、当社については、当社が金融商品取引所に上場していることから、平成26年12月19日を評価基準日とし、評価基準日までの6ヵ月間の株価の終値の単純平均値を参考に1株当たり554円と算定し、アイアクトについては、平成26年3月31日を評価基準日とする時価純資産価額及び平成26年12月25日付にて当社とアイアクト大株主鈴木統夫氏との間で締結された株式譲渡契約に基づく売買価額を参考に1株当たり51,020円と算定しました。

当社とアイアクトは、当該算定結果を参考に、当事者間でそれぞれ株式交換比率につきまして協議をいたしました結果、最終的に(3)の株式交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社博展  
本店の所在地 : 東京都中央区築地一丁目13番14号  
代表者の氏名 : 代表取締役会長兼社長 田口徳久  
資本金の額 : 170百万円  
純資産の額 : 現時点では確定しておりません。  
総資産の額 : 現時点では確定しておりません。  
事業の内容 : 展示会出展サポート事業、イベント主催サポート事業、コンファレンス&コンベンションサポート事業、商環境サポート事業、デジタルマーケティングサポート事業

以上